

株 式 取 扱 規 則

平成 23 年 1 月 1 日

大阪証券金融株式会社

株式取扱規則

昭和43年5月25日 制定
〔この間の改正摘要は省略〕
平成16年10月28日 一部改正
平成18年6月27日 一部改正
平成21年1月5日 一部改正
平成21年4月30日 一部改正
平成23年1月1日 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第12条に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第5条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定め

るところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

(株主確認)

第10条 株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。

3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。

4 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第4章 株主権行使の手続き

(少数株主権等)

第11条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名または記名押印した書面により行うものとする。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第12条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第13条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の大阪証券取引所の開設する市場(以下「大阪市場」という。)における最終価格(以下「終値」という。)とする。ただし、その日に大阪市場において売買取引がないときは、その日の東京証券取引所の開設する市場(以下「東京市場」という。)における終値とする。

2 前項の請求が到達した日に大阪市場および東京市場のいずれにおいても売買取引がないときまたはその日が取引所の休業日に当たるときは、その翌日の大阪市場における最初にされた売買取引の成立価格(以下「始値」という。)とし、その日に大阪市場において売買取引がないときは、その日の東京市場における始値とする。そのいずれも売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

3 前2項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第14条 当会社は、前条により算出された買取価格に相当する金額を買取代金とし、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であると

きは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第15条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

(単元未満株式の買増請求の方法)

第16条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第17条 同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第18条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増価格の決定)

第19条 買増単価は、買増請求の効力発生日の大阪市場における終値とする。ただし、その日に大阪市場において売買取引がないときは、その日の東京市場における終値とする。

2 前項の請求の効力発生日に大阪市場および東京市場のいずれにおいても売買取引がないときまたはその日が取引所の休業日に当たるときは、その翌日の大阪市場における始値とし、その日に大阪市場において売買取引がないときは、その日の東京市場における始値とする。そのいずれも売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

3 前2項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第20条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に相当する金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第21条 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 3月31日

(2) 9月30日

(3) その他機構が定める株主確定日等

2 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第5章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第22条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第6章 優先株式

(本章の適用範囲)

第23条 第2章から第5章までの規定にかかわらず、非上場株式会社である優先株式会社については、第1章および本章の規定を適用する。

(優先株式の請求および届出)

第24条 本章の規定による手続きおよび当社が株主名簿管理人に委託した事項についての請求および届出の手続きは、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2 本章の規定による請求および届出は、当社の定める書式により、これに第29条の規定による届出印を押捺するものとする。

3 前項の請求および届出について、代理人により行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出するものとする。

(優先株式の株主名簿への記載または記録)

第25条 優先株式の株主名簿への記載または記録（以下「名義書換」という。）を請求するときは、請求書に優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）およびその優先株式を取得した者が連署し、提出するものとする。

2 譲渡以外の事由により取得した優先株式の名義書換を請求するときは、前項の手続きによるほか、取得を証明する書面を提出するものとする。

(法令に別段の定めがあるときの名義書換)

第26条 優先株式の移転について法令による別段の手続きを必要とするときは、請求書にその完了を証明する書面を添えて提出するものとする。

(優先株式の質権の登録または抹消)

第27条 優先株式につき質権の登録、変更またはその抹消を請求するときは、請求書に質権設定者および質権者が連署し、提出するものとする。

(優先株式の信託財産の表示または抹消)

第28条 優先株式につき信託財産の表示またはその抹消を請求するときは、委託者または受託者が請求書を提出するものとする。

(優先株主等の住所、氏名および印鑑の届出)

第29条 優先株主および優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）またはこれらの法定代理人は、氏名または名称、住所および印鑑を届け出るものとする。ただし、署名の慣習ある外国人は、署名鑑をもって印鑑に代えることができる。

2 前項の届出事項を変更した場合も同様とする。

(外国居住優先株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第30条 外国に居住する優先株主および優先登録株式質権者またはこれらの法定代理人は、前条の手続きのほか、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定めて届け出るものとする。

2 常任代理人には、前条の規定を準用する。

(法人優先株主等の代表者)

第31条 法人である優先株主および優先登録株式質権者は、その代表者1名を届け出るものとする。

2 代表者を変更した場合は、届出書に登記事項証明書を添えて提出するものとする。

(共有優先株主の代表者)

第32条 優先株式を共有する株主は、その代表者1名を定めて届け出るものとする。代表者を変更した場合も同様とする。

(株主名簿の変更)

第33条 次に掲げる事由により株主名簿の変更をしようとするときは、届出書にその事実を証明する書面を添えて提出するものとする。

(1) 改姓、改名

(2) 親権者、後見人等の法定代理人の設定、変更または解除

(3) 商号または法人名称の変更

(4) 法人組織の変更

(優先株式の取得条項による取得手続き)

第34条 定款第12条の7に定める優先株式の取得を行う場合は、当該優先株式1株を取得するのと引換えに支払う金銭の額その他の必要事項を優先株主または優先登録株式質権者に通知または公告する。

(少数株主権等行使手続きの準用)

第35条 第11条の規定は、優先株式について準用する。

附 則〔平成20年10月30日〕

この改正規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第1条に規定する施行日〔平成21年1月5日—平成20年政令第350号〕から実施する。

附 則〔平成21年4月30日〕

この改正規定は、平成21年4月30日から実施する。

附 則〔平成22年11月25日〕

この改正規定は、平成23年1月1日から実施する。